

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 10 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎 野 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 2 日から 令和 7 年 10 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 28 日 午前 9 時 50 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 10 月 22 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 10 月 22 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 10 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間 (ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。) に行います。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	10,330,000 8,264,000	一括	2,066,000	82,594	0
1	2,340,000				
2	10,000				
3	7,980,000				
	</				



物 件 目 録

- 1 所 在 足柄上郡開成町吉田島字東河原
 地 番 2 6 6 1 番 5
 地 目 宅地
 地 積 1 2 1. 3 5 平方メートル

- 2 所 在 足柄上郡開成町吉田島字東河原
 地 番 2 6 6 1 番 8
 地 目 宅地
 地 積 2. 6 0 平方メートル
 (現況)
 地 目 公衆用道路

- 3 所 在 足柄上郡開成町吉田島字東河原 2 6 6 1 番地 5
 家屋 番号 2 6 6 1 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木造ルーフィングぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 4 8. 6 0 平方メートル
 2 階 4 5. 3 6 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 8 月 12 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎 野 優 子

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 足柄上郡開成町吉田島字東河原
 地 番 2 6 6 1 番 5
 地 目 宅地
 地 積 1 2 1. 3 5 平方メートル

- 2 所 在 足柄上郡開成町吉田島字東河原
 地 番 2 6 6 1 番 8
 地 目 宅地
 地 積 2. 6 0 平方メートル
 (現況)
 地 目 公衆用道路

- 3 所 在 足柄上郡開成町吉田島字東河原 2 6 6 1 番地 5
 家屋 番号 2 6 6 1 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木造ルーフィングぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 4 8. 6 0 平方メートル
 2 階 4 5. 3 6 平方メートル



令和7年(ケ)第14号
令和7年3月18日受理
令和7年4月18日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山崎 郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 足柄上郡開成町吉田島字東河原 |
| | 地 番 | 2 6 6 1 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 2 1. 3 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足柄上郡開成町吉田島字東河原 |
| | 地 番 | 2 6 6 1 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2. 6 0 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 足柄上郡開成町吉田島字東河原 2 6 6 1 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 2 6 6 1 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 8. 6 0 平方メートル
2 階 4 5. 3 6 平方メートル |

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件1、2			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☒ 公衆用道路(物件2) ☐ (物件)			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 物件1につき、上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している 物件2については、公衆用道路として使用されている ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項				
建物	物件3			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある ☐ { 種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ☐ { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣住民	1 本建物には、債務者兼所有者が家族で居住していたが、最近は見かけない。 (令和7年3月19日目的物件付近で聴取)
■ 債務者兼所有者	1 本建物には、私が家族で居住していたが、現在誰も居住していない。私がたまたま郵便物を取りに行っている。本日立入調査がある旨の通知は見ていたが、行けなかったので電話をした。 2 本建物に雨漏り等の不具合はない。 3 本建物内で、昨年までの約10年間、猫を1匹飼っていた。 4 本建物内では喫煙していた。 5 本建物に太陽光発電の設備は設置していない。 6 本建物に屋根裏収納はない。 7 本建物の敷地の境界について、争いはない。 8 小田急線の線路が近いため、電車の音が聞こえる。 (令和7年4月15日電話で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。なお、郵便ポスト内及び本建物内には、債務者兼所有者宛の郵便物が複数存在した。
- 3 本建物内の壁面のクロスの随所に、猫によると思われる損傷がある。
- 4 本建物2階洋室3を除く各室は、動産類が大量に置かれており、床面の状況を確認することができない。目視できない部分にも汚損等のある可能性がある。
- 5 物件1土地上的本建物東側に接する付近にスチール製物置1個が置かれているが、簡易な基礎で土地への定着性はない。
- 6 物件1土地上的東側から南側にかけて、バイク、自転車、一輪車、タンス、クーラーボックス等が放置されている。
- 7 本建物南西側付近には蔓植物が茂っており、2階バルコニーまで達している。
- 8 物件1土地は北側で物件2土地を介して建築基準法42条2項の道路に接している。なお、現況はセットバック済みと思われる（評価人の調査による）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年3月19日(水) 13:30 — 13:40	目的物件所在地	外観調査(写真撮影)、不在、通知書投函、近隣住民より占有状況等聴取
令和7年3月24日(月) 9:40 — 9:45	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書、登記事項要約書、地積測量図申請・受理
令和7年3月25日(火) 9:50 — 9:55	目的物件所在地	不在、通知書投函(再度)
令和7年3月31日(月) 11:15 — 11:18	目的物件所在地	不在、調査期日通知書投函
令和7年4月15日(火) 13:50 — 14:20	目的物件所在地	目的物件立入調査(写真撮影、評価人同行)
令和7年4月15日(火) 14:25 — 14:35	携帯電話	債務者兼所有者より占有状況等聴取
令和 年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 4 月 1 5 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

-63768.934

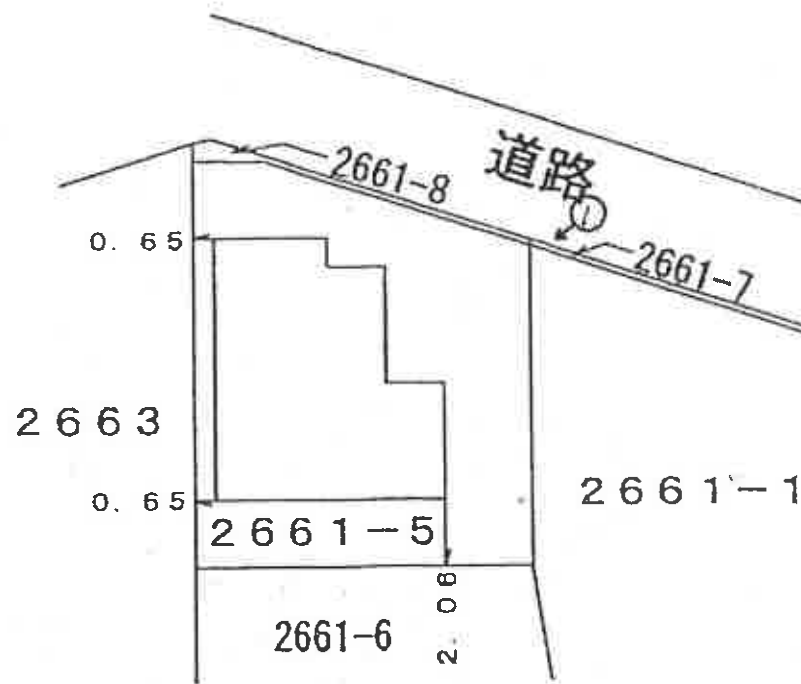
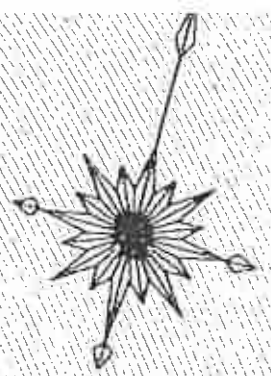


これは地図に記録されている内容を並列した書面である。

(6 枚目)

土地建物位置関係図

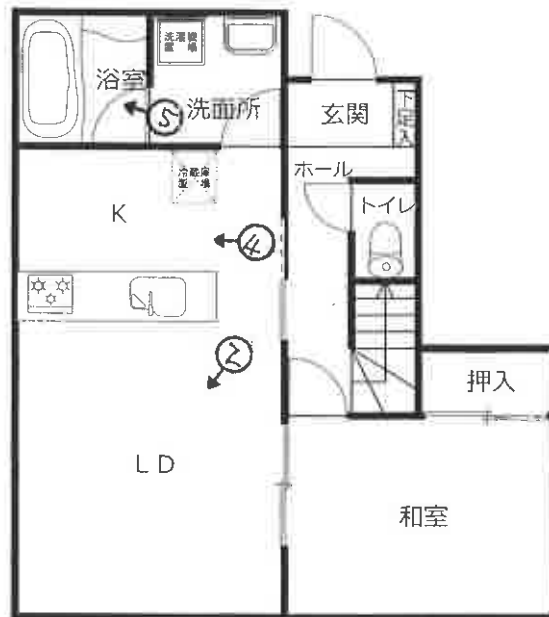
←○ は写真撮影位置・方向



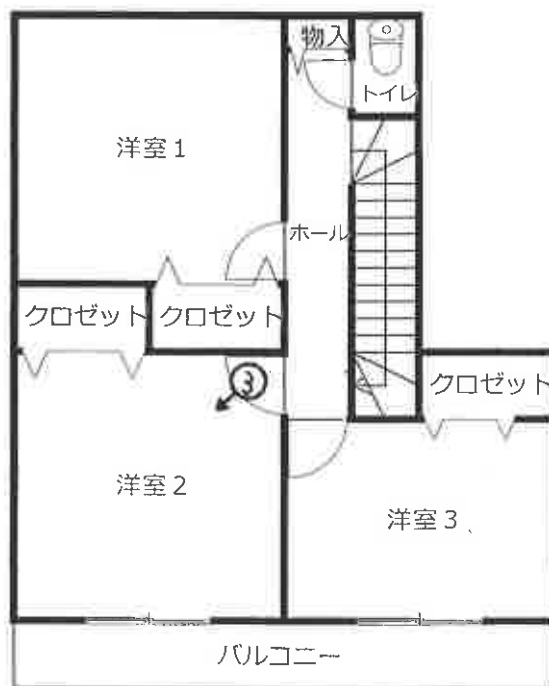
間取見取図

←○ は写真撮影位置・方向

1階縮尺 1/100



2階縮尺 1/100



①



②



③



④



(10 枚目)

⑤



(// 枚目)

令和7年（ケ）第 14 号
令和7年 4月15日 現地調査
令和7年 4月28日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
難波 秀夫

第 1 評価額

一 括 価 格 (合 計)	
金 10, 330, 000 円	
内 訳 価 格	
物 件 1 (土地)	金 2, 340, 000 円
物 件 2 (土地)	金 10, 000 円
物 件 3 (建物)	金 7, 980, 000 円

- ① 一括価格は、物件 1～3 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 3 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		地目 公衆用道路
3		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 足柄上郡開成町吉田島字東河原 |
| | 地 番 | 2 6 6 1 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 2 1. 3 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足柄上郡開成町吉田島字東河原 |
| | 地 番 | 2 6 6 1 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2. 6 0 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 足柄上郡開成町吉田島字東河原 2 6 6 1 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 2 6 6 1 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 8. 6 0 平方メートル
2 階 4 5. 3 6 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1. 対象土地の概況及び利用状況等

(1) 物件1

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「新松田」駅の南西方約1.3km（道路距離、以下同じ）、徒歩約16分、JR御殿場線「松田」駅の南西方約1.2km、徒歩約15分、「合同庁舎」バス停徒歩約7分。	
付 近 の 状 況	周辺には空地も残る酒匂川河川敷及び小田急小田原線線路敷きに近い一般住宅地域	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 準防火地域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口・奥 行 地 勢	121.35㎡ ほぼ台形 間口約10.9m、奥行約9.8～12.6m ほぼ平坦
接面道路の状況	北西側が現況幅員約4m道路（注）に0～0.5m程度高く、約10.9m接面。また、南西側は幅員0.3m程度の水路（開渠）となっている。	
土地の利用状況等	物件3の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし（プロパンあり） あり

特記事項	(注)町道認定はなく、建築基準法第42条第2項で、セットバック済と思われる。なお、セットバック部分は物件2土地が該当する。 ◇ 現況調査報告書の債務者兼所有者の陳述（以下、「陳述」）によると、建物の敷地の境界について争いはない。 ◇ 物件1土地東側付近には、バイク・自転車・タンス・クーラーボックス等があるほか、同南西側付近には雑草木が2階バルコニー付近まで達している。 ◇ 物件3建物東側付近に隣接してスチール製物置が1個置かれているところ、簡易な基礎で土地への定着性はない。 ◇ 基準建蔽率70% ◇ 物件1土地は、町のハザードマップの浸水想定区域内にある。
------	---

(2) 物件2

位置・交通、付近の状況、主な公法上の規制等は(1)参照。

画地条件 (規模、形状等)	北西側が現況幅員約3.8m道路（町道認定はなく、建築基準法第42条第2項）に等高に約11m接面する間口約11m、奥行約0.18～0.65m、規模2.60㎡のほぼ帯状地。
土地の利用状況等	建築基準法第42条第2項のセットバック部分で、現況道路として利用されている。
特記事項	◇ 物件2土地は、町のハザードマップの浸水想定区域内にある。

2. 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	平成23年12月9日新築（登記記載） 約14年 約16年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 畳、フローリング 等 設 備	木造2階建 ルーフィングぶき サイディング 等 ビニールクロス貼 等 ビニールクロス貼 等 トイレ×2、浴室 等
床面積（現況）	1階：48.60㎡、2階：45.36㎡、延93.96㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 4LDK（附属資料間取略図のとおり）
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る（注）	
建物の利用状況	令和7年4月15日内部立入調査。 所有者が占有していると思われる。	
特 記 事 項	（注）陳述によると、次のとおり。 ・雨漏り等の不具合はない。 ・建物内で、昨年までの10年間猫1匹を飼っていた。 ・建物内で喫煙していた。 ・太陽光発電の設備は設置していない。	

- ・屋根裏収納はない。
 - ・小田急線の線路が近いため、電車の音が聞こえる。
- 目視調査の結果は次のとおり。
- ・内壁の所々に猫によると思われる損傷がある。
 - ・2階洋室3を除いて、各部屋は動産類が大量に置かれており、床の仕様・状態は不明であり、傾き及び汚損の状況は確認することができなかった。
 - ・1階の内壁に変色・汚損のみられる箇所が目立った。

◇ 神奈川県県西土木事務所まちづくり・建築指導課及び建築計画概要書によると、物件3建物は、確認済証番号：第11UD12K建00442号，交付年月日：平成23年7月26日で建築確認、検査済証番号：第11UD12K建00442号，交付年月日：平成23年11月14日で完了検査を受けている。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1	82,700	$\times \frac{100}{100}$	82,700	$\times 121.35$	$\times 0.95$	= 9,530,000

◇ 標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示 開成－2

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{地価公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 88,500\text{円/㎡} & \times & \frac{100.0}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{107} & = & 82,700\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：地価公示地は標準画地で補正の必要なし。

◇ 地 域 格 差：地価公示地の所在地域は対象地域に比し街路条件・環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇ 個 別 格 差：ほぼ標準的で、上記のとおり。

◇ 建 付 減 価：建付減価率を－5%と判定した。

② 物件2（土地）

物件2土地は現況道路（セットバック部分）として利用されているので、当該道路の性格等を考慮して土地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	道路価値率	地 積 (㎡)	土 地 価 格 (円)
2	82,700	× 0.10	× 2.60	= 20,000

◇ 標準画地価格：①のとおり

◇ 道 路 価 値 率：10%と判定した。

③ 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
3	150,000	× 93.96	× 0.37	= 5,210,000

◇ 現価率

- ・ 経過年数14年、経済的残存耐用年数16年、観察減価率30%（中古建物による市場性及び維持管理の状態を含む）
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} : \frac{\text{経済的残存耐用年数16年}}{\text{経過年数14年} + \text{経済的残存耐用年数16年}} \times (1 - 0.3) = 0.37$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、物件1土地については土地利用権等価格を控除し、物件3建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	9,530,000	×	0.65 法定地上権	= 6,190,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	9,530,000	－ 6,190,000		× 1.0	× 0.7		= 2,340,000
2	20,000	－ 0		× 1.0	× 0.7		= 10,000
3	5,210,000	＋ 6,190,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 7,980,000
一括価格 (合計)							= 10,330,000

◇ 占有減価修正：必要なし。

◇ 市場性修正：必要なし。

◇ 競売市場修正：－30%と判定した。

◇ その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格 開成-2

所 在：足柄上郡開成町吉田島字東河原2632番4

価 格：88,500円／㎡

位 置：小田急小田原線「新松田」駅約1.4km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：143㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北東5.2m町道

用 途 指 定 等：第1種中高層住居専用地域（建蔽率50%，容積率150%）

地 域 の 概 要：一般住宅のほかにアパート等も見られる住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 6, 2 8 5, 9 3 0 円

物件2 0 円

物件3 4, 8 5 1, 9 8 9 円

第7 附属資料の表示

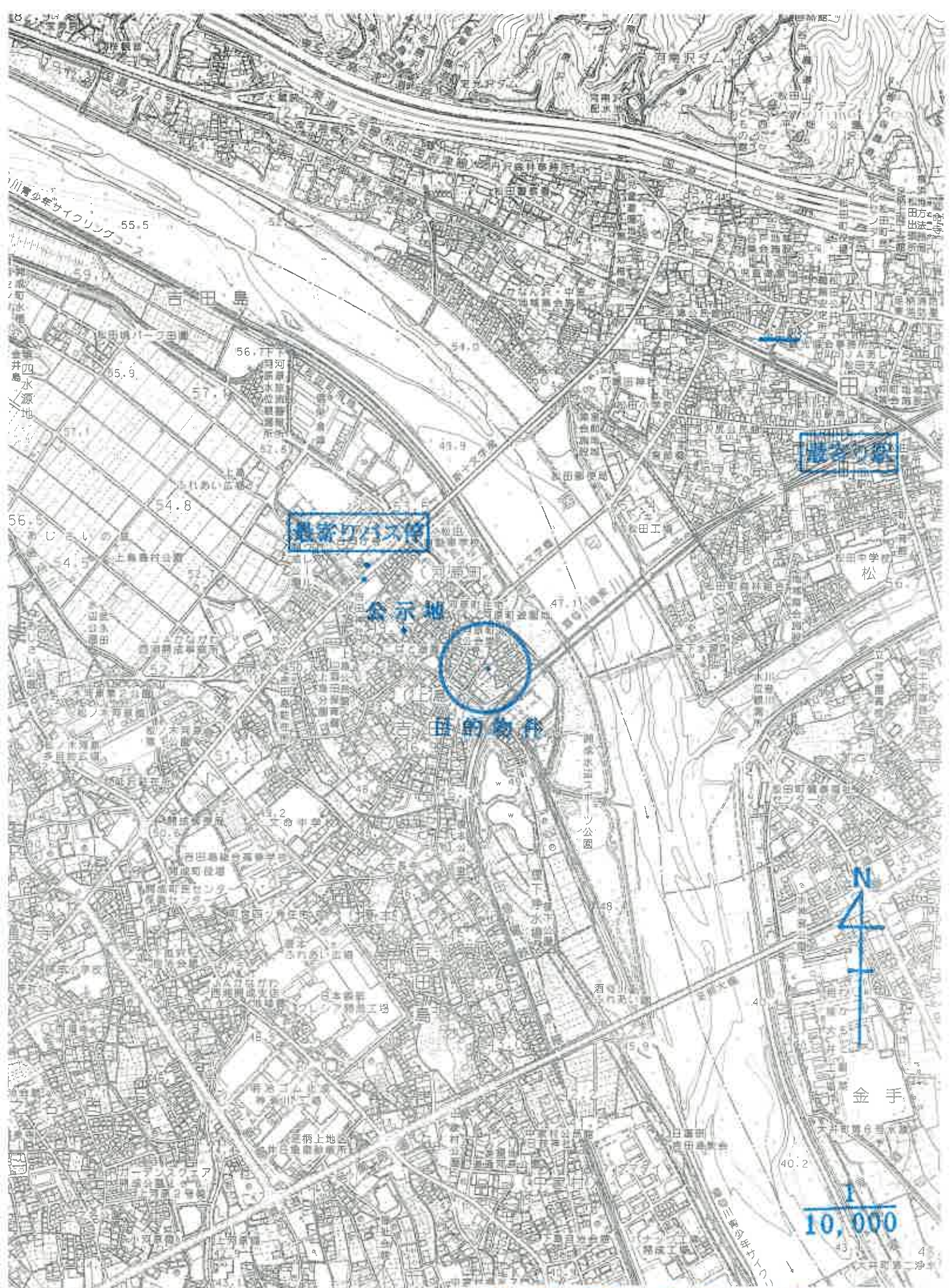
位置図

公図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

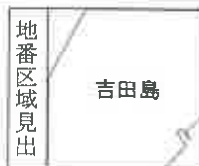
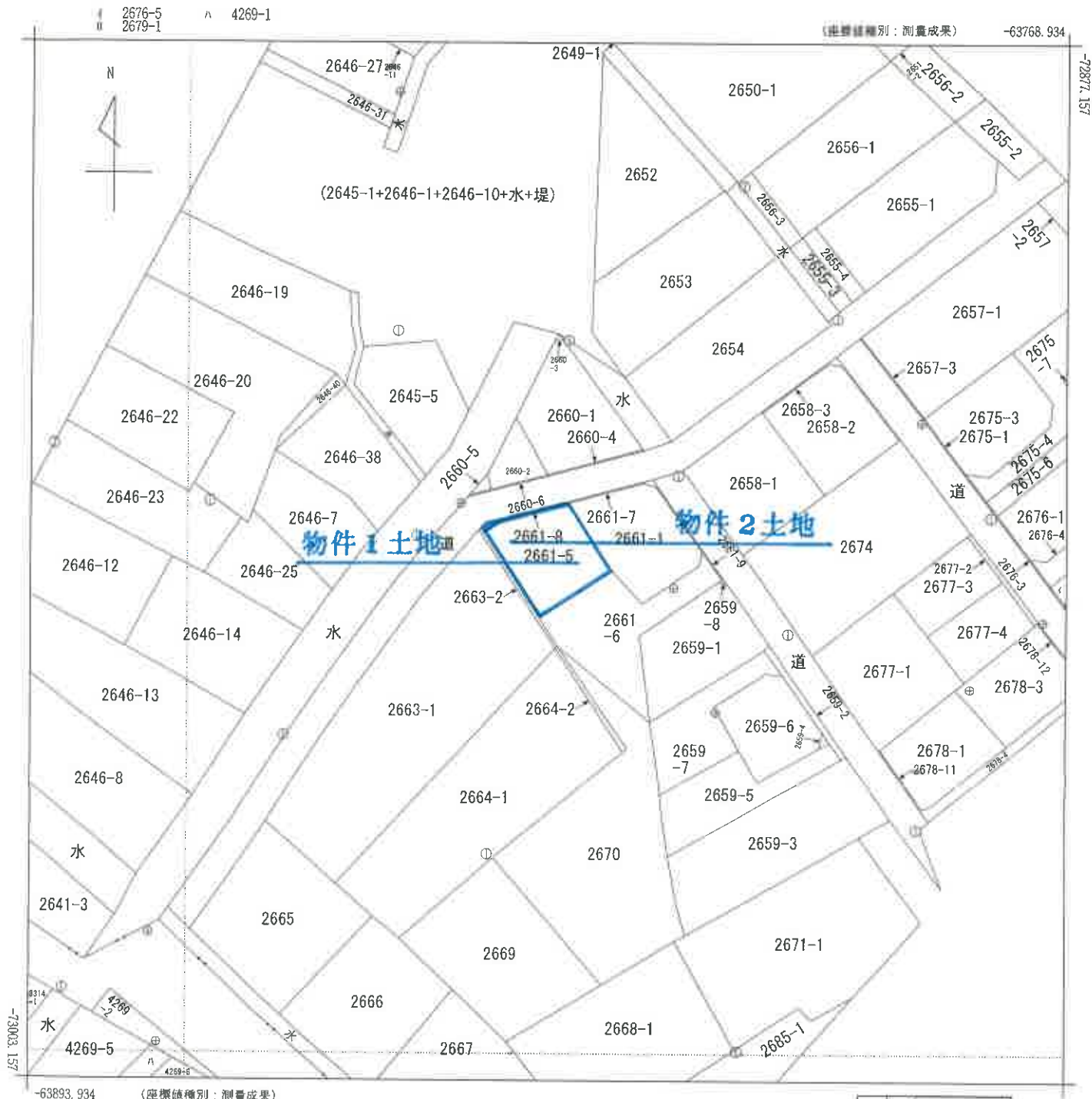
建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

間取略図

以上



位置図（開成町役場・白図）



請求部	所在	足柄上郡開成町吉田島字東河原				地番	2661番5			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成27年3月1日			備付年月日(原図)	令和2年8月28日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年1月20日

横浜地方方法務局西湘二宮支局

登記官

請求番号：50-1

(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年1月20日 横浜地方裁判所西瀬二宮支局

登記官

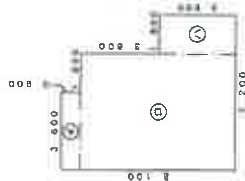
各階平面図

建物平面図

家屋番号 2661番5

建物の所在 足柄上郡開成町吉田島字東河原2661番地5

1階

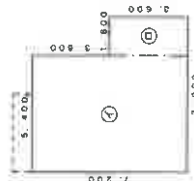


求積表

①	3,400 × 0,900	=	3,060,000
②	5,400 × 7,200	=	38,880,000
③	1,800 × 3,600	=	6,480,000
計			48,420,000

床面積 48.60 m²

2階



求積表

①	5,400 × 7,200	=	38,880,000
②	1,800 × 3,600	=	6,480,000
計			45,360,000

床面積 45.36 m²

物件3建物



作成者

作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/600

(底層新)

1階



2階

